

個人情報ファイルの名称	建築確認及び検査業務ファイル（区確認）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築確認・中間検査・完了検査の審査時に利用する。
記録項目	1建築主（設置者、築造主）氏名、2建築主（設置者、築造主）住所、3建築主（設置者、築造主）肩書、4建築主（設置者、築造主）電話番号、5代理者氏名、6代理者職業、7代理者資格（建築士登録番号）、8代理者勤務先名、9代理者勤務先住所、10代理者勤務先電話番号、11設計者氏名、12設計者職業、13設計者資格（建築士登録番号）、14設計者勤務先名、15設計者勤務先住所、16設計者勤務先電話番号、17意見者氏名、18意見者職業、19意見者資格（建築士登録番号）、20意見者勤務先名、21意見者勤務先住所、22意見者勤務先電話番号、23工事監理者氏名、24工事監理者職業、25工事監理者資格（建築士登録番号）、26工事監理者勤務先名、27工事監理者勤務先住所、28工事監理者勤務先電話番号、29工事施工者氏名、30工事施工者肩書、31工事施工者勤務先名、32工事施工者勤務先住所、33工事施工者勤務先電話番号、34建築所在地、35住居の状況、36構造適合性判定機関代表者名、37構造適合性判定機関名
記録範囲	建築主（建築物）、設置者（昇降機）、築造主（工作物）、代理者、設計者、意見者、工事監理者、工事施工者、構造適合性判定機関代表者
記録情報の収集方法	確認申請等、各種申請による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都墨田都税事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区都市計画部建築指導課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定 による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備 考	確認申請等図書 保存期間：１５年

個人情報ファイルの名称	建築確認及び検査業務ファイル（指定確認検査機関）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第6条の2第3項等の規定による報告
記録項目	1建築主（設置者、築造主）氏名、2建築主（設置者、築造主）住所、3建築主（設置者、築造主）肩書、4建築主（設置者、築造主）電話番号、5代理者氏名、6代理者職業、7代理者資格（建築士登録番号）、8代理者勤務先名、9代理者勤務先住所、10代理者勤務先電話番号、11設計者氏名、12設計者職業、13設計者資格（建築士登録番号）、14設計者勤務先名、15設計者勤務先住所、16設計者勤務先電話番号、17意見者氏名、18意見者職業、19意見者資格（建築士登録番号）、20意見者勤務先名、21意見者勤務先住所、22意見者勤務先電話番号、23工事監理者氏名、24工事監理者職業、25工事監理者資格（建築士登録番号）、26工事監理者勤務先名、27工事監理者勤務先住所、28工事監理者勤務先電話番号、29工事施工者氏名、30工事施工者肩書、31工事施工者勤務先名、32工事施工者勤務先住所、33工事施工者勤務先電話番号、34建築所在地、35住居の状況、36指定確認検査機関代表者名、37指定確認検査機関担当者名、38指定確認検査機関名、39指定確認検査機関電話番号、40構造適合性判定機関代表者名、41構造適合性判定機関名
記録範囲	建築主（建築物）、設置者（昇降機）、築造主（工作物）、代理者、設計者、意見者、工事監理者、工事施工者、指定確認検査機関代表者、指定確認検査機関担当者、構造適合性判定機関代表者
記録情報の収集方法	指定確認検査機関からの通知による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都墨田都税事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区都市計画部建築指導課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	指定確認検査機関からの通知（確認審査報告書等） 保存期間：15年

個人情報ファイルの名称	中高層建築物標識設置届綴
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき建築計画を近隣住民に知らせる。
記録項目	1事業名称、2建物所在地、3建築主名、4建物高さ、5延床面積、6用途、7標識設置年月日、8設置届受付年月日、9報告書受付年月日
記録範囲	標識設置届出者
記録情報の収集方法	中高層建築物標識設置届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	区民情報コーナーにおいて公表
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区都市計画部建築指導課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	「中高層建築物標識設置届」原本 保存期間5年

個人情報ファイルの名称	建設リサイクル法届出書綴
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	適正な分別解体等及び再資源化等の実施の確保
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4工事名称、5工事場所、6工事の種類及び規模、7工程
記録範囲	工事の発注者（個人又は法人代表者）、工事の元請業者の代表者、主任技術者
記録情報の収集方法	建設リサイクル法に基づく届出書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区都市計画部建築指導課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定 による開示） －
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備 考	紙媒体による保存年限：３年

個人情報ファイルの名称	定期報告台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第 1 2 条に基づく定期報告が円滑に行われるよう処理する。
記録項目	1氏名、2住所、3建築所在地、4職業・職種・職歴、5地位、6資格、7勤務先名、8勤務先住所、9勤務先電話番号、10登録番号、11電話番号
記録範囲	所有者又は管理者、検査者
記録情報の収集方法	建築基準法第 1 2 条に基づく定期報告書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区都市計画部建築指導課
	(所在地) 〒130－8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定 による開示) ー
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	－

個人情報ファイルの名称	解体工事等指導要綱届出書綴
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築物の解体工事に係る計画の事前周知
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4案内図、5標識設置状況写真
記録範囲	解体工事の発注者（個人又は法人代表者）、元請け業者
記録情報の収集方法	解体工事事前周知報告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	区民情報コーナーにおいて公表
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区都市計画部建築指導課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	建築物省エネ法届出書綴
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第6条の2第4項等の関係法令規定による届出・適合性判定等の確認
記録項目	1氏名、2住所、3建築所在地、4職業・職種・職歴、5地位、6資格、7勤務先名、8勤務先住所、9勤務先電話番号、10電話番号
記録範囲	建築主、代理者、設計者、担当者
記録情報の収集方法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区都市計画部建築指導課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) ー
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	－